
志賀聖苑連絡協議会

日時：令和7年10月27日（月） 13時から

場所：志賀聖苑 会議室



其 次 第 其

1. 開会あいさつ
2. 自己紹介
3. 座長指名
4. 報告事項
 - (1) 施設の運営状況について
 - (2) 環境影響調査結果について
5. 質疑応答・意見交換
6. 閉会

❖ 資料 ❖

・協議会設置要綱 ・構成員名簿 ・公害防止協定書（写）

志賀聖苑連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 志賀聖苑の運転管理の万全を期すため、志賀聖苑連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 志賀聖苑の稼動状況の監視及び調査
- (2) 公害防止協定による遵守事項の履行の確認
- (3) その他必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、木戸自治会から選出された者7人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

2 次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議進行のため、座長を指名することができる。

3 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部戸籍住民課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。

志賀聖苑連絡協議会構成員名簿

(令和7年7月1日現在)

氏 名	就任日
中 村 克 己	令和7年7月1日
中 村 等	令和5年7月1日
他 谷 桂 三	令和7年7月1日
中村 与司朗	令和7年7月1日
太 田 義 典	令和7年7月1日
中 嶋 彩 子	令和7年7月1日
牧 野 詩 子	令和7年7月1日

(事務局)

氏 名	役 職
川 島 英 和	市 民 部 長
東 弘 典	市 民 部 次 長
乾 一 彦	戸 籍 住 民 課 長
北 田 敦 士	戸 籍 住 民 課 長 補 佐
川 端 雅 彦	戸 籍 住 民 課 主 幹
辻 尾 大 樹	戸 籍 住 民 課 主 事

<指定管理者：おおつ斎苑管理グループ>

氏 名	役 職
志 村 空 紀	統 括 責 任 者
高 島 莉 嘉	志 賀 聖 苑 長

(1) 施設の運営状況について

■ 火葬炉及び葬祭棟の使用状況

志賀聖苑 年度別施設使用状況表

(単位：件)

年度	火葬棟								葬祭棟		
	火葬炉				施設				葬儀ホール		施設
	人体				汚物	動物	待合室	霊安室	大	小	霊安室
	死体	死胎	改葬	計							
令和4	1,118	14	0	1,132	5	1,449	226	132	9	122	176
令和5	1,072	12	0	1,084	1	1,387	266	145	12	120	209
令和6	1,095	7	0	1,102	2	1,442	265	145	8	139	234
令和7※	436	3	0	439	0	970	91	71	1	48	83

※令和7年度のみ8月末現在の件数

■ 火葬について

① 大津聖苑との比較

大津市斎場 火葬炉使用状況

(単位：件)

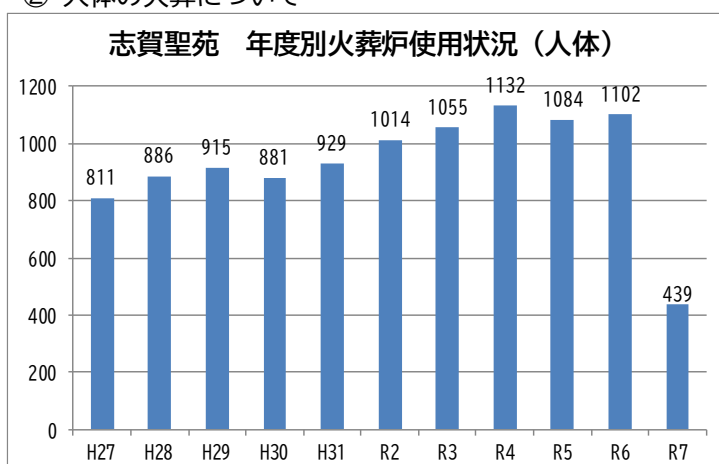
年度	大津聖苑 (人体7基、動物1基)				志賀聖苑 (人体4基、汚物・動物各1基)				合計			
	人体炉	汚物	動物炉	計	人体炉	汚物炉	動物炉	計	人体炉	汚物	動物炉	計
令和4	2,658	41	1,996	4,695	1,132	5	1,449	2,586	3,790	46	3,445	7,281
令和5	2,653	46	1,984	4,683	1,084	1	1,387	2,472	3,737	47	3,371	7,155
令和6	2,868	36	1,815	4,719	1,102	2	1,442	2,546	3,970	38	3,257	7,265
令和7※	1,190	24	146	1,360	439	0	970	1,409	1,629	24	1,116	2,769

※令和7年度のみ8月末現在の件数

令和6年度、市全体の火葬炉使用件数は7,265件。うち志賀聖苑は2,546件で、市における火葬の約35.0%を担っている状況です。

令和7年度については、8月末現在で市全体の火葬炉使用件数は2,769件。うち志賀聖苑は1,409件で、市における火葬の約50.9%を担っている状況です。令和6年度と比較すると、令和7年5月より大津聖苑の動物火葬が一時停止（動物炉更新のため）していることから、火葬件数の割合が増加しています。

② 人体の火葬について



志賀聖苑における人体の火葬炉使用件数は、この10年で増加傾向が認められます。

65歳以上人口の増大により、今後も死亡者数は全国的に増加する見込みであり、それに伴い火葬件数も増加していく見込みです。

■ 葬祭棟について

葬儀ホールの使用件数は直近3年間、安定して大ホール・小ホール合わせて100件を超える使用をいただいている状況であり、葬儀ホールとしての認知が広まっているものと考えます。

(2) 環境影響調査結果について

① 公害防止協定書

地域住民の健康と快適な生活環境の保全を図ることを目的に平成 3 年、行政と木戸自治会（大字木戸）が締結。令和 7 年 3 月には内容を更新し再締結。大気汚染、騒音、悪臭等それぞれの測定数値を協定で定めた値（下記調査表着色部）以下にすることを記載しています。

② 環境影響調査結果

調査実施機関：株式会社 近畿分析センター（～令和 7 年 3 月 14 日）

事業登録 環境計量証明（滋賀県特定濃度 21-01 号、濃度第 1 号、振動第 1 号、騒音第 5 号）

NEC ファシリティーズ株式会社（令和 7 年 7 月 25 日～）

事業登録 環境計量証明（滋賀県特定濃度 21-01 号、濃度第 1 号、振動第 1 号、騒音第 5 号）

環境影響調査表（旧基準）

項 目		法・条例等基準値	公害防止協定値	令和7年3月14日 (第1系統2号炉)
測 定 年 月 日				
ダイオキシン類		既炉 5ng-TEQ/m ³ N	-	1.10 ng-TEQ/m ³ N
大気汚染	硫酸酸化物	-	85 ppm	5 ppm以下
	ばいじん	0.25 g/m ³	0.05 g/m ³	0.01 g/m ³
	窒素酸化物	250 ppm	125 ppm	20 ppm
騒音	(昼間)	55 dB	55 dB	49 dB
振動	(昼間)	60 dB	60 dB	30 dB
悪臭	アンモニア	1 ppm	1 ppm	0.04 ppm
	メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.002 ppm	0.0005 ppm以下
	硫化水素	0.02 ppm	0.02 ppm	0.005 ppm以下
	硫化メチル	0.01 ppm	0.01 ppm	0.001 ppm以下
	二硫化メチル	0.009 ppm	0.009 ppm	0.001 ppm以下
	トリメチルアミン	0.005 ppm	0.005 ppm	0.001 ppm以下
	アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.05 ppm	0.01 ppm以下
	スチレン	0.4 ppm	0.4 ppm	0.01 ppm以下
	プロピオン酸	0.03 ppm	0.03 ppm	0.005 ppm以下
	ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.001 ppm	0.0005 ppm以下
	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.0009 ppm	0.0005 ppm以下
	イソ吉草酸	0.001 ppm	0.001 ppm	0.0005 ppm以下
	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm		0.01 ppm以下
	臭	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	
	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm		0.005 ppm以下
	ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm		0.002 ppm以下
	イソバレールアルデヒド	0.003 ppm		0.001 ppm以下
	イソブタノール	0.9 ppm	-	0.09 ppm以下
	酢酸エチル	3 ppm		0.3 ppm以下
	メチルイソブチルケトン	1 ppm		0.1 ppm以下
	トルエン	10 ppm		1 ppm以下
	キシレン	1 ppm		0.1 ppm以下
	臭気指数	12	-	10 以下

ダイオキシン類：平成 12 年 3 月「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」を参考とする。

大気汚染：大気汚染防止法施行規則別表 13：廃棄物焼却炉 の数値を参考とする。

騒音：平成 13 年 3 月 30 日大津市告示第 31 号「特定工場等において発生する騒音の規制基準について」を参考とする。

振動：平成 13 年 3 月 30 日大津市告示第 35 号「特定工場等において発生する振動の規制基準について」を参考とする。

悪臭：悪臭防止法施行規則別表第 1 を参考とする。

臭気指数：平成 23 年 10 月 1 日大津市告示第 148 号「悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定について」を参考とする。

ng=ナノグラム=10億分の1グラム

ppm=100万分の1という割合を表示する記号

環境影響調査表（新基準）

項目 測定年月日	法・条例等基準値	公害防止協定値	令和7年7月25日 (第2系統4号炉)
ダイオキシン類	既炉 5ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N	2.50 ng-TEQ/m ³ N
大気汚染	硫黄酸化物	-	5 ppm以下
	ばいじん	0.25 g/m ³	0.01 g/m ³
	窒素酸化物	250 ppm	33 ppm
	塩化水素	50 ppm	5 ppm
	一酸化炭素	100 ppm	84 ppm
騒音 (昼間)	55 dB	55 dB	59 dB
振動 (昼間)	60 dB	60 dB	32 dB
臭気指数	12	12	10 以下

ダイオキシン類：平成12年3月「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」を参考とする。

大気汚染（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物）：大気汚染防止法施行規則別表13：廃棄物焼却炉の数値を参考とする。

大気汚染（塩化水素、一酸化炭素）：平成27年12月「環境保全協定書<環境美化センター>」の数値を参考とする。

騒音：平成13年3月30日大津市告示第31号「特定工場等において発生する騒音の規制基準について」を参考とする。

振動：平成13年3月30日大津市告示第35号「特定工場等において発生する振動の規制基準について」を参考とする。

臭気指数：平成23年10月1日大津市告示第148号「悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定について」を参考とする。

ng=ナノグラム=10億分の1グラム

ppm=10万分の1という割合を表示する記号

■ 調査結果

- 令和7年7月25日測定の項目「騒音(昼間)」について、基準値の超過がありました。
超過理由は、測定場所付近（次ページ、測定場所位置図内「敷地境界①」）における蟬の影響です。
- 今後も安定稼働及び環境の保全に留意しながら操業を行ってまいります。

公害防止協定書

大津市（以下「甲」という。）と木戸自治会（以下「乙」という。）との間に、甲が大津市木戸に建設した斎場施設（以下「斎場」という。）において、火葬事業（以下「当該事業」という。）を行うことについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、当該事業を行うに当たり、甲の責任を明確にし、もって地域住民の健康と快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的責務）

第2条 甲は、当該事業を行うに当たり、公害関係諸法令等を遵守することはもとより、公害防止のための最適の設備を採用し、公害防止対策を強力に進めるものとする。

2 甲は、関係諸法令に別段の定めがない場合においても、必要な防災措置等を講ずることにより、地域住民の健康と快適な生活環境の保全に努めるものとする。

3 甲は、当該事業に係る一切の苦情等に対し速やかに、誠意をもって処理するものとする。

（大気の汚染）

第3条 甲は、火葬炉から排出するばい煙により、地域の生活環境等に悪影響を与えないようにするため、ばい煙の排出を防止するのに必要な装置を備えるものとし、ばい煙の排出口における濃度の数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項目	排出基準値	測定方法
硫黄酸化物	85 ppm	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省令・通産省令第1号）第15条に規定する方法
ばいじん	0.05 g/m ³	
窒素酸化物	125 ppm	
塩化水素	50 ppm	
一酸化炭素	100 ppm	「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きについて（平成18年7月18日環廃対060718001号）」に規定する方法
ダイオキシン類	5 ng-TEQ/m ³	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条に規定する方法

（騒音・振動）

第4条 甲は、騒音、振動を防止するため、騒音、振動を発生する設備等は、建築物又は工作物内に設置することに努めるとともに、消音、遮音及び防振の装置を備えるものとする。

2 前項の設備等から発生する騒音及び振動については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定に基づき敷地境界線上における数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項目	時間の区分	基準値
騒音	朝（午前6時から午前8時まで）	50デシベル
	昼間（午前8時から午後6時まで）	55デシベル
	夕（午後6時から午後10時まで）	50デシベル
	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）	45デシベル
振動	昼間（午前8時から午後7時まで）	60デシベル
	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）	55デシベル

測定方法

騒音……滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）第9条に規定する方法

振動……特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）に規定する方法

（悪臭）

第5条 悪臭の防止については、敷地境界線上における数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項目	基準値	測定方法
臭気指数	12	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示63号）に規定する方法

（国等の規制基準の改正に伴う改良措置）

第6条 甲は、国等の規制基準値が改正されたときは、その改正後規制基準値を上回らない処理数値になるよう斎場を改良する等必要な措置を講ずるものとする。

（ばい煙濃度等の測定）

第7条 甲は、火葬炉から発生するばい煙、騒音、振動、悪臭の測定を定期的に行い記録するものとする。

2 甲は、前項の記録を3年以上保存するとともに、乙から申し出があれば、その測定記録を提示するものとする。

（運転管理）

第8条 甲は、火葬炉の運転に関し、従事者を常に教育訓練し、運転操作に習熟させ、事故が発生しないよう運転管理に万全を期すものとする。

（維持管理）

第9条 甲は、斎場の日常点検、整備等を十分行くとともに、定期的に計画修理を実施し、施設の能力維持に努めるものとする。

（必要な措置の申出）

第10条 乙は、甲が前各条に定める事項を誠実に履行しないときは、必要な措置を講ずるよう甲に申し出ることができるものとする。

(協議)

第11条 甲は、斎場の適正な運営及びこの協定を誠実に履行するため、必要に応じて乙と協議を行うものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定の内容を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙いずれかの申し出により協議のうえ処理するものとする。

(適用期間等)

第13条 この協定は、令和7年4月1日からその効力を発するものとする。

2 平成3年12月26日付で、大津市・志賀町行政事務組合と志賀町大字木戸区との間で締結した公害防止協定書は、この協定書の効力を発する日をもって、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年3月26日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市
大津市長 佐藤 健司



大津市木戸889番地

乙 木戸自治会
会長 山口 哲生

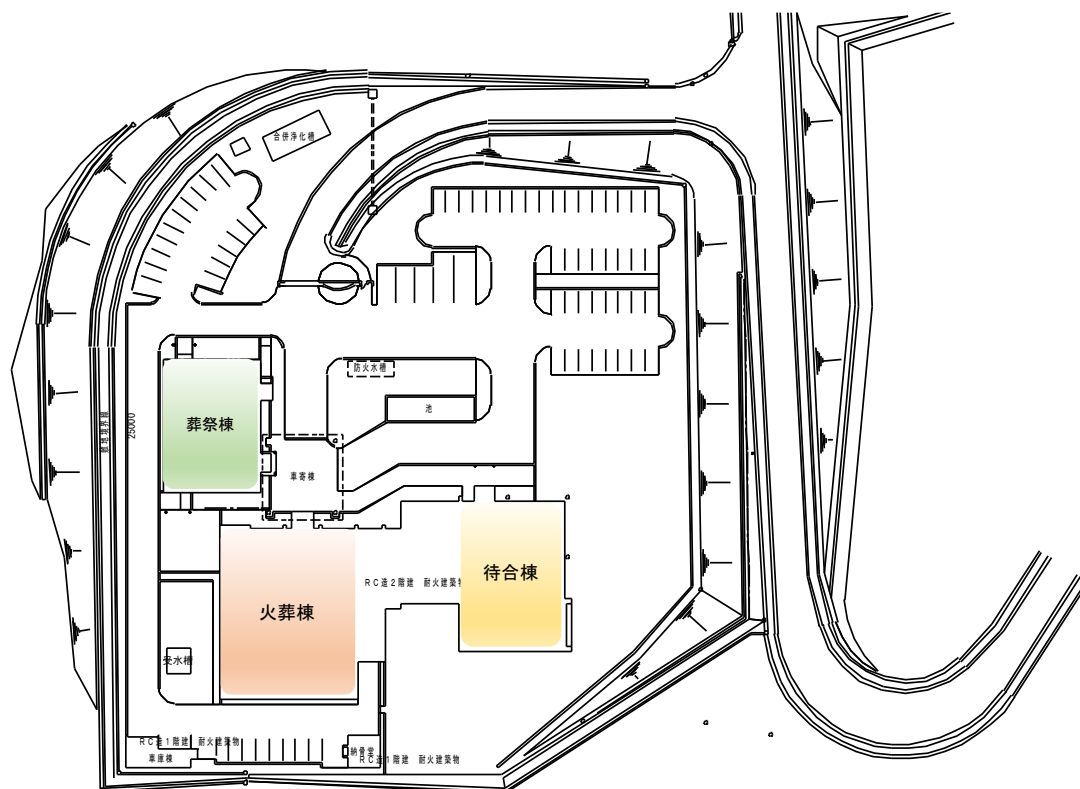




MEMO

志賀聖苑施設について

● 配置図



● 施設概要

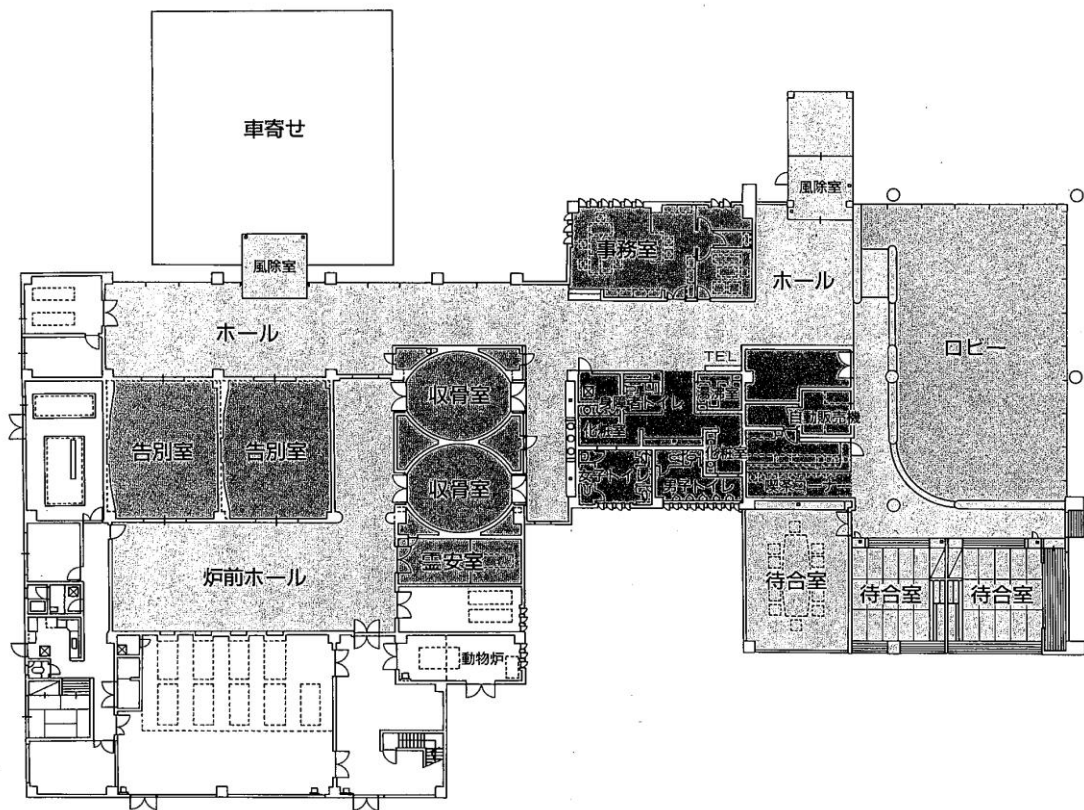
[火葬棟]

- (1) 建築年月：平成 5 年(1993 年)1 月
- (2) 延床面積：2,276.42 m²
- (3) 構造：鉄筋コンクリート造平屋建(一部 2 階建)
- (4) 火葬炉：燃料/灯油 人体炉 4、汚物炉 1、動物炉 1
- (5) 供用開始：平成 5 年(1993 年)4 月
- (6) 施設内容：待合ロビー、待合室、告別室、収骨室、霊安室、駐車場

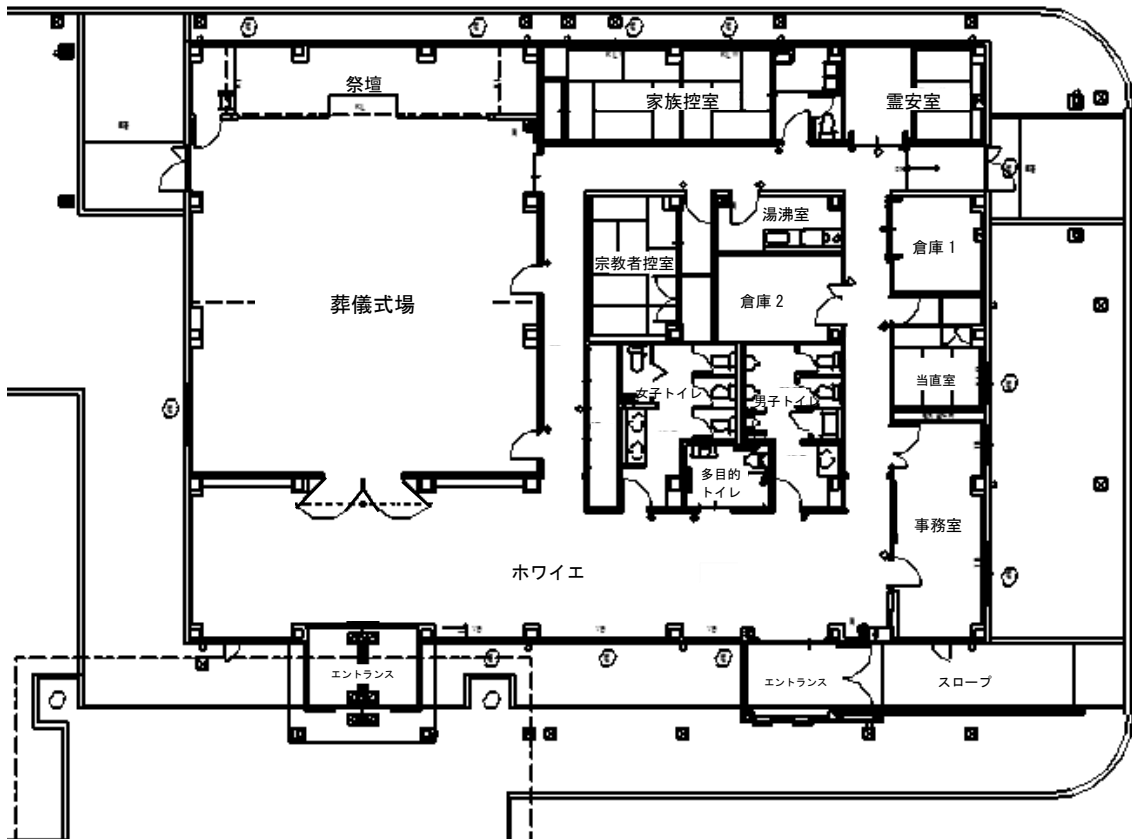
[葬祭棟]

- (1) 建築年月：平成 24 年(2012 年)3 月
- (2) 延床面積：464.44 m²
- (3) 構造：鉄骨造平屋建
- (4) 施設内容：葬儀式場 1 室、家族控室、宗教者控室、霊安室
- (5) 供用開始：平成 24 年(2012 年)4 月

● 火葬棟・待合棟



● 葬祭棟



志賀聖苑



葬祭棟



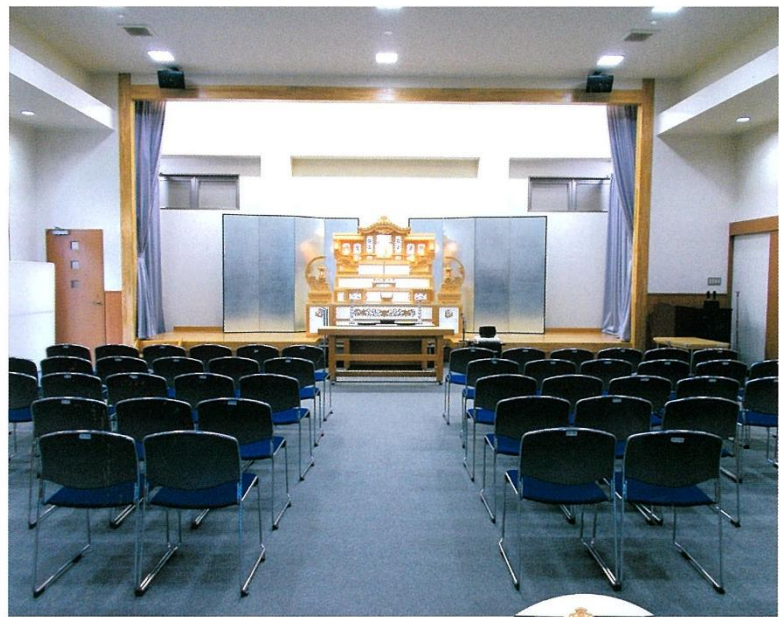
ホワイエ



家族控室



宗教者控室



葬儀式場



霊安室



● 大津市斎場ホームページ
<https://ootsu-kasou.com>

大津市公営斎場 大津聖苑・志賀聖苑

【大津聖苑（葬祭棟）】TEL.077-537-1723 【大津聖苑（火葬棟）】TEL.077-534-4400
 【志賀聖苑（葬祭棟）】TEL.077-592-0505 【志賀聖苑（火葬棟）】TEL.077-592-2000
 ※火葬・動物は火葬棟、葬儀は葬祭棟へお問い合わせください。

ホーム HOME | 施設案内・アクセス INFO・ACCESS | 斎場葬儀プラン FUNERAL | ご利用料金 PRICE | 火葬予約システム RESERVATION | よくあるご質問 FAQ | お問い合わせ CONTACT FORM

最後の別れにやすらぎを...
 大津市公営斎場 志賀聖苑

077-537-1723 大津聖苑（葬祭棟）
 077-534-4400 大津聖苑（火葬棟）
 077-592-0505 志賀聖苑（葬祭棟）
 077-592-2000 志賀聖苑（火葬棟）

お問い合わせフォーム
 必要事項を入力いただき送信してください

QRコード for Smartphone

Pick UP メニュー

- 大津聖苑
- 志賀聖苑
- ご利用料金
- 火葬予約システム
- よくあるご質問
- ご利用者様の声

志賀聖苑

〒520-0514
 滋賀県大津市木戸1494-1
 葬祭棟・TEL.077-592-0505
 火葬棟・TEL.077-592-2000

JR湖西線
 「志賀駅」から1.5km（車で約5分）
 湖西道路「志賀IC」から約2km

拡大地図を表示

Google 地図データ © 2021 利用規約

お知らせ

お知らせ	2021/04/01	斎場葬儀プラン取り扱い業者の更新
お知らせ	2020/12/21	斎場葬儀プラン取扱業者の募集開始
お知らせ	2020/12/14	年末年始の運営のご案内を追記
お知らせ	2020/11/04	ホームページ開設

大津聖苑・志賀聖苑からのご挨拶

大津市聖苑（大津聖苑・志賀聖苑）は公営の火葬場です。大津市民の方はもちろん、大津市民外の方でもご利用いただけます（ご利用料金は異なります）。当施設には葬儀場、霊安室もございます。また待合ロビーにつきましては、御遠慮なく専用席を準備しております。火葬をしている間は無料でご利用いただけます。また、大津聖苑では10名様、志賀聖苑では14名様を超える場合は、有料待合室のご利用をお願いいたします。また飲食物の持ち込みは出来ませんので、喫茶コーナーの利用をお願いいたします。ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

MEMO

※志賀聖苑連絡協議会事務局※
市民部戸籍住民課 施設管理係
電話 077-528-2702
FAX 077-525-6994